

回 覧										

金 沢 市

近江町消費生活センターだより

2013年 夏号
7月発行

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター
金沢市人権女性政策推進課

「国の被害救済制度で過去の投資被害の回復が図れる」という不審な勧誘にご注意！

～消費生活センター等をかたり、公的機関を思わせる書類を使うなど、手口が巧妙化～

全国の消費生活センターに「公的な被害救済制度で消費者を信頼させる投資の二次被害に関する相談」が寄せられています。

過去に未公開株や社債など投資によって経済的損失を被っている人に対して「国の被害救済制度で過去の被害回復が図れる」と消費生活センターや公的機関を思わせる名称をかたって勧誘するケースが高齢者を中心に目立っています。

不審な勧誘があった場合には、慌てて手続をしたり、お金を支払ったりせずに、消費生活センター等にすぐに相談しましょう。

相談事例

- ・過去に電話勧誘で高利回りだと勧められ社債を購入したが、その後、業者と連絡が取れなくなり、詐欺と気づいた。
- ・公的機関の職員を名のる者から「犯罪被害救済制度で被害金を回復できる」と電話があり、書類が届いた。届いた書類には「振込詐欺救済法に基づく『犯罪被害回復支援基金制度』で、被害者に対して支援する政策として実施されている」とある。信用してよいか。

消費者へのアドバイス

1. 過去の被害を回復するという不審な勧誘があっても、うのみにしないでください。
2. 本来の制度かどうか判断に迷ったり、トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談してください。送られてきた資料に記載のある番号ではなく、消費生活センターの番号にお電話してください。

金沢市近江町消費生活センター

相談電話番号 076-232-0070

(月曜日～金曜日・第3日曜日9時～17時)

☆困ったことがあれば、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

子どもを消費トラブルから守りましょう

子どもは、周りの大人から見ると思いがけない行動や反応をすることがあり、その結果としてさまざまな消費トラブルに巻き込まれることがあります。家族みんなで子どもを事故や消費トラブルから守りましょう。

サイトは日本語だけど!?

～海外通販のトラブル～

事例①

中学生の息子が、あるメーカーのサッカーシューズをインターネット通販で注文した。サイトは日本語なのに振込口座が外国人名義だったので、不審に思ったが、どこも売り切れでやっと探し当てたということもあり、代金を振り込んだ。その後、国際郵便で届いた荷物を開けてみると、注文したシューズとラインの色が違ううえに、つくりも粗雑で本物か疑わしい。「注文した商品と違う。交換希望」と再三メールを送っているが、何の連絡もない。

対策

- このようなサイトは日本語で書かれているため、海外事業者の運営サイトであってもそれと気づかず利用してしまうケースがあります。サイト内の日本語が不自然であるときなどには注意が必要です。
- 極端に値引きされている場合は模倣品の可能性があります。模倣品の輸入は消費者が法律違反に問われる恐れもあるので注意しましょう。

子ども用衣類での事故にご注意を

事例②

- 小学4年の娘が小走りしていたところ、履いていたブーツに付いていた左右の飾りがからまったため転倒し、ひざなどを打撲した。まわりに縁石も多く、転んだ場所によってはさらに危ないと感じた。
- 上着のフードが、ドアノブに引っかかって首吊り状態になり窒息しそうになった。
- 自分でズボンのすそのひもを踏んで転倒、手首を骨折した。
- 上着のファスナーを上げるとき首の皮膚を挟んでしまった。

対策

- 子ども用衣類のひもや装飾については、業界団体による安全対策ガイドラインがありますが、靴は含まれていません。
- 子どもの衣類や靴を購入するときは、デザインに目がゆきがちですが、安全の面にもまわりの大人が気をつけるなどの配慮が必要です。

電気ケトルの転倒・落下によるやけどにご注意を

事例③

- お湯を沸かしていた電気ケトルのコードを足に引っ掛けて、電気ケトルが落下し、こぼれたお湯で胸と背中にやけどをした。
- 床に置いて使用していた電気ケトルに、子どもがはいはいをして触れ、倒したようだ。泣き声に気付いて見ると、子どもの体に電気ケトルのお湯がかかっており、顔と胸にやけどをしていた。
- 引き出すタイプの家具に炊飯器と一緒に電気ケトルを置いていた。台が引き出された状態で子どもが電気ケトルのコードを引っ張ったようだ。台から落下した電気ケトルからお湯がこぼれて足にやけどを負った。

対策

- 電気ケトルは重量が軽く、子どもの接触などわずかな力でも転倒や落下の危険性があります。床など乳幼児の手の届くところには絶対に置かないようにしましょう。
- 転倒時にお湯漏れを防止する機能がついたものや、電源コードと本体との接続部分をマグネット式にして、コードに引っ掛かった場合などに本体からコードが外れ転倒を防ぐ製品もあります。小さな子どものいる家庭では、このような安全性に配慮した製品を選ぶとよいでしょう。

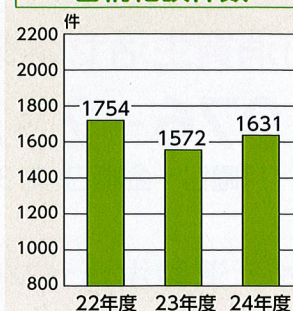
平成24年度 相談の傾向

相談内容としては、有料サイトの利用料の架空請求・不当請求に関する相談が309件と最も多くなっています。また、高齢者を狙って、申し込んでいないにもかかわらず、強引に健康食品を送りつける手口に関する相談が急激に増えています。

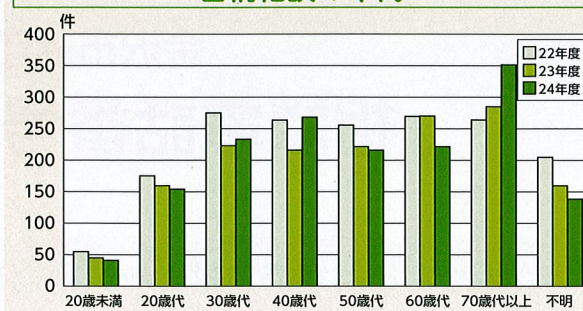
苦情相談 順位

- ワンクリック請求、有料サイト
利用料金の不当請求など……309件
- 多重債務、ヤミ金融など……131件
- 健康食品送りつけ商法など……89件
- アパート敷金精算・
現状回復など……87件

苦情相談件数



苦情相談の年代



高齢者を狙った健康食品の悪質な販売手口に関する相談が増えています。ご注意ください!

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談が当センターに多く寄せられています。ご注意ください。

アドバイス

- 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければきっぱり断りましょう。
- 商品が届いてしまったら…
 - 断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合は、商品の受け取りを拒否しましょう。
 - 電話で勧誘され承諾してしまった場合でも、クーリング・オフできます。



金沢市近江町消費生活センターからのお知らせ

1. 相談のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、一般相談のほかに専門相談も受け付けております。
くわしくは下記のとおりです。

相談名		相談内容	相談日・時間
消費生活相談		悪質商法や架空請求など、消費者の疑問や困り事に関する相談	月～金曜日 及び 第3日曜日 9:00～17:00
専門相談 (要予約)	多重債務相談	弁護士、司法書士による 多重債務相談	【弁護士による相談】第1、第3月曜日 10:00～12:00
			【司法書士による相談】毎週木曜日 13:00～16:00
	住生活相談	住宅のリフォームや耐震、シックハウスなど建築士による相談	第4金曜日 10:00～12:00
多重債務・生活なんでも相談		多重債務や生活再建に関する相談	第2、第4水曜日 13:00～17:00

※このほかに、毎月第3火曜日13:00～17:00に生活再建・多重債務相談会を実施しています。

専門相談につきましては、事前に近江町消費生活センターへご相談ください。

土日(第3日曜日を除く)、祝日、年末年始はお休みです。

2. 出前講座のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、下記のテーマについて講師が地域に出向く無料の出前講座を実施いたしております。

金沢市消費者出前講座

- ①契約の基礎知識、悪質商法の実態と対策(一般向け)
- ②悪質商法に対する高齢者の被害防止(高齢者向け)
- ③高齢者の被害防止と早期発見(介護関係者向け)
- ④寸劇(トキさん一座) 悪質商法に対する防止と啓発
- ⑤食品表示からみる食の安全・安心

暮らしに身近なお金や経済の情報

- ①60才からの人生とお金(高齢者向け)
- ②かしこい遺産分割の方法(高齢者向け)
- ③今こそ生活設計を!(一般向け)
- ④経済ホットニュース解説(一般向け)
- ⑤ゲームをしながらおこづかいを学ぼう!(子ども向け)

開催1ヶ月程度前までに所定の申請書(ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入のうえ、
人権女性政策推進課まで郵送もしくはFAXにてお送りください。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907 金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階

【受付時間】 9:00～17:00 月曜日～金曜日・第3日曜日

※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休業します。

TEL 076-232-0070

FAX 076-260-6730

「いいねっと金沢」近江町消費生活センターHP <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/syouhi/>



近江町消費生活センターだよりに関する
お問い合わせは

金沢市人権女性政策推進課
消費生活担当まで

TEL 076-220-2095
FAX 076-220-2030